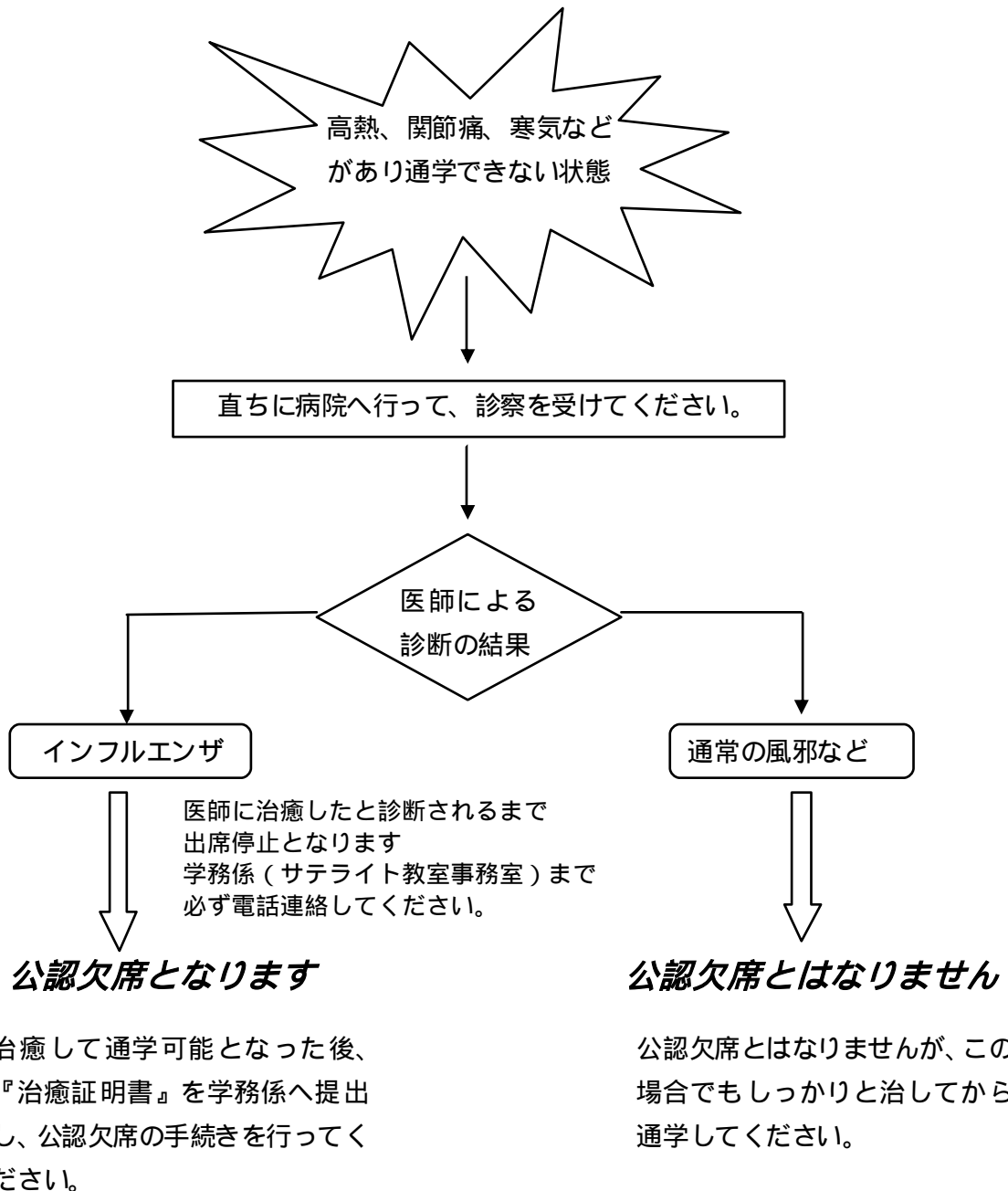


## 感染症に罹患した場合の授業の取扱い

感染症（例：インフルエンザ）に罹患した場合は、以下の通り対応してください。



【注】 治癒証明書に以下のことを必ず記載するよう、担当の医師にお願いしてください。

- ・病名
- ・罹患期間（いつからいつまで罹っていたか＝この期間が公欠として認められる期間となるため）  
学務係に提出する治癒証明書に記載された病名等の個人情報については、公欠の事務業務及び学内の関係部署への報告に利用します。

「公認欠席願」・「治癒証明書」の様式は大学ホームページからダウンロードできます。

## 学生が感染症に罹患した場合

学生が感染症に罹患した場合は、医師の診断に基づき出席停止とする。  
出席停止の期間は、次表の期間を基準に医師に治癒したと診断されるまでとし、医師の発行する次の項目が記された診断書（治癒証明書）に基づき措置する。

種 類	対象となる伝染病	出席停止期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H 5 N 1 であるものに限る。）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H 5 N 1）を除く）	解熱後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで
	麻疹	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺の腫張が消失するまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状消退後 2 日を経過するまで
第 3 種	結核	伝染の恐れがないと医師が認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	伝染の恐れがないと医師が認めるまで

その他の感染症 = 学長が学校医の意見を聞き第 3 種の学校感染症としての措置を講じることができる。